

令和5年第1回玉城町議会定例会会議録（第4号）

- 1 招集年月日 令和5年3月7日（水）
  - 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
  - 3 開 議 令和5年3月16日（木）（午前9時00分）
  - 4 出席議員 (13名)
    - 1番 福田 泰生      2番 渡邊 昌行      3番 谷口 和也
    - 4番 井上 容子      5番 前川さおり      6番 山路 善己
    - 7番 中西 友子      8番 北 守      9番 坪井 信義
    - 10番 山口 和宏      11番 奥川 直人      12番 風口 尚
    - 13番 小林 豊
  - 5 欠席議員 なし
  - 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名  
町 長 辻村 修一      副 町 長 田間 宏紀      教 育 長 中西 章  
会計管理者 藤川 健      総務政策課長 中村 元紀      税務住民課長 山下 健一  
保健福祉課長 奥野 良子      産業振興課長 里中 和樹      建設課長 真砂 浩行  
教育事務局長 梅前 宏文      上下水道課長 平生 公一      病院老健事務局長 竹郷 哲也  
地域づくり推進室 中川 泰成      防災対策室長 見並 智俊      地域共生室長 中西扶美代  
生活環境室長 山口 成人      監 査 委 員 大西 栄
  - 7 職務のため出席した者の職・氏名  
議会事務局長 中西 豊      同 書 記 宮本 尚美      同 書 記 中村 修穂
  - 8 日 程
- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 10番 山口 和宏 君
  - 13番 小林 豊 君
- 第 2 議案第 2号 玉城町個人情報保護法施行条例の制定について（討論・採決）
- 第 3 議案第 3号 玉城町教育支援センター設置条例の制定について（討論・採決）
- 第 4 議案第 4号 玉城町奨学金支給条例の全部改正について（討論・採決）
- 第 5 議案第 5号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 6 議案第 6号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 7 議案第 7号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 8 議案第 8号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）

- 第 9 議案第 9 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について (討論・採決)
- 第10 議案第10号 玉城町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正について (討論・採決)
- 第11 議案第11号 玉城町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正について (討論・採決)
- 第12 議案第12号 令和4年度玉城町一般会計補正予算 (第8号) (討論・採決)
- 第13 議案第13号 令和4年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) (討論・採決)
- 第14 議案第14号 令和4年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第4号) (討論・採決)
- 第15 議案第15号 令和4年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号) (討論・採決)
- 第16 議案第16号 令和4年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第3号) (討論・採決)
- 第17 議案第17号 令和4年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (討論・採決)
- 第18 議案第18号 令和4年度玉城町病院事業会計補正予算 (第2号) (討論・採決)
- 第19 議案第19号 令和4年度玉城町水道事業会計補正予算 (第3号) (討論・採決)
- 第20 議案第20号 令和4年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第1号) (討論・採決)
- 第21 議案第21号 令和4年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第3号) (討論・採決)
- 第22 議案第22号 令和5年度玉城町一般会計予算 (討論・採決)
- 第23 議案第23号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計予算 (討論・採決)
- 第24 議案第24号 令和5年度玉城町山村振興事業特別会計予算 (討論・採決)
- 第25 議案第25号 令和5年度玉城町介護保険特別会計予算 (討論・採決)
- 第26 議案第26号 "令和5年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算 (討論・採決)"
- 第27 議案第27号 令和5年度玉城町病院事業会計予算 (討論・採決)
- 第28 議案第28号 令和5年度玉城町水道事業会計予算 (討論・採決)
- 第29 議案第29号 令和5年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算 (討論・採決)
- 第30 議案第30号 令和5年度玉城町下水道事業会計予算 (討論・採決)
- 第31 発議第 1号 玉城町議会の個人情報保護に関する条例の制定について (討論・採決)
- 第32 発議第 2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について (討論・採決)

## 追加日程

- 第 1 議案第31号 玉城町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について
- 第 2 議案第32号 令和4年度玉城町一般会計補正予算（第9号）
- 第 3 議案第33号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第1号）
- 第 4 発議第 3号 閉会中の継続審査の申し出について

(午前9時00分 開会)

## ◎開会の宣告

- 議長（風口 尚） ただいまの出席議員数は、13名で定足数に達しております。  
よって、令和5年第1回玉城町議会定例会第4日目の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりです。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（風口 尚） 日程第1会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって議長において  
10番 山口 和宏 議員                      13番 小林 豊 議員  
の2名を指名いたします。  
これから議事に入ります。

## ◎日程第2 議案第2号から日程第11 議案第11号

- 議長（風口 尚） 日程第2、議案第2号 玉城町個人情報保護法施行条例の制定についてないし日程第11、議案第11号 玉城町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正についてを一括議題といたします。

ただいま一括議題としました議案のうち、議案第2号 および 議案第5号につきましては総務産業常任委員会に、また議案第3号 および 議案第4号につきましては教育民生常任委員会に付託され審査が終了し委員会審査の報告書が提出されております。

まず総務産業常任委員会の委員長報告を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

総務産業常任委員会 山路善己委員長

- 総務産業常任委員長（山路 善己） 議長から 総務産業常任委員会審査の報告を求められました。ただいま議題となっております 議案について、委員会審査の経過、並びに、結果をご報告いたします。

去る3月9日開催の本会議において、本委員会に付託されました議案2件について、3月10日、第1委員会室において、町長、副町長及び 教育長 並びに関係職員の出席のもと7名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において質疑のありました主な事項 及び審査結果をご報告いたします。

議案第2号 玉城町個人情報保護法施行条例の制定について、委員から条例中の「実施機関」とはどこを指すのかとの質問に対し執行部所管室長から、町長部局とともに独立した部局を示しています。との答弁でした。

質疑を終了し討論はなく採決の結果「挙手全員」で、可決すべきものと決定しました。

議案第5号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について

委員から以前、住居手当廃止に至った経緯。支給期間の期限について。また制定の理由として処遇改善としているが、公平性という意味で賃貸だけではなく持ち家の方にも手当があってもいいのではないか。手当の額について近隣市町との差はないのか。の質問に対し執行部所管課長から、職員の採用における住居要件を、以前は、町内と定めていたため、行政改革において必要ないと判断し住居手当を廃止した。支給期間について、期限の制限はなく住居を借りている期間としている。

今回の手当の内容は、額、近隣市町の状況を含め、国家公務員に準じた人事院に定められた改正としている。また、昨今、町外からの職員採用もあり広く雇用をするための改正でもある。との答弁でした。質疑を終了し、井上議員から、処遇改善が理由であれば持ち家の職員にも処遇改善の必要がある。国家公務員と玉城町職員では住まいに関する状況が異なり、人事院勧告と同じにする必要がないと考える。

固定資産税・住民税の納付を考えれば玉城町内への持ち家促進は町に利点があり「処遇改善」と「支給する」ことには賛成であるが、玉城町の状況に合っていないと考え反対とする。との反対討論がありました。

小林委員より、日本は低賃金であり賃金の上昇率が低いと言われている。町内外からの有能な職員確保の観点からも今条例改正は必要不可欠と考える。近隣市町も同様の条例を定めておりこの条例改正に賛成する。との賛成の討論がありました。

採決の結果「挙手多数」で、可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします

○議長（風口 尚） 以上で、総務産業常任委員会の委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。発言を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（風口 尚） 質疑なしと認めます。

これで、総務産業常任委員会の委員長報告に対する質疑を終わります。

○議長（風口 尚） 次に教育民生常任委員会の委員長報告を求めます。

教育民生常任委員会 福田 泰生委員長

○教育民生常任委員長（福田 泰生） 議長から教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております議案について委員会審査の経過及び結果をご報告いたします。

去る3月9日の本会議において本委員会に付託されました議案について、3月10日

総務産業常任委員会終了後、午前9時30分から第1委員会室において、町長 副町長および教育長 並びに関係職員の出席のもと6名の委員により審査を行いました。

その内容の詳細については会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において質疑のありました主な事項及び審査結果をご報告いたします。

議案第3号 玉城町教育支援センター設置条例の制定について、各委員より支援センターを設置したことの住民への周知の方法についての質疑あり、教育長から三重県教育支援センターの一覧に記載するほか、広報たまき、また教育現場、学校長を通じて保護者に周知したいと考えている。との答弁でした。

また、スクールカウンセラーの頻度とふれあい教室の開設時間についての質疑もあり、教育長からスクールカウンセラーの頻度は週2回ほどと考えているが、状況必要に応じ対応したい。

ふれあい教室の開設時間については規定に定めており「土曜日、日曜日、国民の祝日に関する休日を除き、午前8時30分から午後4時15分まで、休館日は12月29日から翌年の1月3日まで」としている。との答弁でした。

具体的な指導についてと対象人数についての質疑に対しては教育長から具体的な指導については社会的自立に重点を置き必要な力をつけるように指導していきたい。特に人間関係、人とのコミュニケーション、人の思い、人との出会いで学ぶことも多いと考えている。カリキュラムをしっかり立て、社会のこと、職業的なことを指導していきたい。

対象人数については、今後の利用者数を見ながら考えていきたい。との答弁でした。

本案に対する討論はなく、採決の結果「挙手全員」で 原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第4号 玉城町奨学金支給条例の全部改正について

各委員より学習塾の範囲はどの程度のものと考えているのか。との質疑があり教育長と事務局長から、大手、個人経営の学習塾、家庭教師、美術、書道など上級学校等、自分の夢を実現するための学力をつける、自分を高め将来この地域を支え社会に貢献する有能な人材を育成するためにこの奨学金が使われるのであれば学習塾の範囲は問わない。との答弁でした。

全部改正の質疑に対しては、前奨学金支給条例では支給額等、今回の学習塾も含めた奨学金とは齟齬が生じるため条例の全部改正とし規則で従来のものと区別し2本立てで制定した。との答弁でした。

また育成基金について資金が底をついた場合その後、町の対応についてとの質疑があり、教育長と事務局長から寄付者のご意向は、年間一人あたり36万円を3人で108万円、これを10年間続けていきたいとのことで1千80万円の寄付をいただいている。資金がなくなるであろうしかるべき時期には、また相談をいただいたらよいというお話をいただいている。

その他にも経済的な困難により修学、進学が困難な方には力になりたいという声もいただいております限り続けていきたいと考えている。との答弁でした。

本案に対する討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決すべきものと決定

しました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案審査の結果報告といたします。

○議長（風口 尚） 以上で、教育民生常任委員会の委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（風口 尚） 質疑なしと認めます。

これで、教育民生常任委員会の委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、議案ごとに討論・採決を行います。

はじめに、議案第2号 玉城町個人情報保護法施行条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから、議案第2号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第2号 玉城町個人情報保護法施行条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 玉城町教育支援センター設置条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから、議案第3号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第3号 玉城町教育支援センター設置条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 玉城町奨学金支給条例の全部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに

賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第4号 玉城町奨学金支給条例の全部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 4番井上容子議員

○4番(井上 容子) 議長のお許しをいただきましたので、議案第5号玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について反対の立場で討論させていただきます。

委員長報告にもありましたが改めてまず改正理由に職員の処遇改善とありましたが、そのための居住手当の支給には賛成しております。ただ処遇改善であるならば公平性の観点から持家の職員にも処遇改善の必要があるのではないのでしょうか。国家公務員とは違い玉城町職員には引っ越しを伴うような距離の転勤はなく住まいに関する状況が異なるため人事院勧告と全く同じにする必要がないと考えます。また災害など緊急時の迅速な対応を理由に職員の該当自治体への居住促進を図るため居住地域によって支給額に差をつける自治体もあります。また固定資産税・住民税の納付を考えれば玉城町内への持ち家促進には町に利点がございます。これは玉城町職員として国家公務員はもちろん企業社員とも違う点です。

総務産業常任委員会にて通勤手当にも言及されておりましたが、町内在住職員には当然通勤手当はありません。町長がいつも言われる玉城町に住みたい。と選んでもらえる町にまずは職員にそう思ってもらわないといけないのではないのでしょうか。

実際、持ち家手当を復活させた自治体もいくつかございます。人事院勧告で持ち家手当が廃止された2009年以降も持ち家手当を継続している自治体は県内にもございます。職員の処遇改善を目的に居住手当を支給することには賛成です。しかし玉城町の状況にあった条件の見直しは再度必要と考え反対とさせていただきます。

○議長(風口 尚) 次に賛成者の発言を許します。

5番 前川 さおり議員

○5番(前川 さおり) 議長のご許可をいただきましたので、議案第5号玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず平成16年当時は全国の自治体において行政改革の機運が高まっていた時代であり平成17年に玉城町は合理化計画により玉城町職員の住居手当が廃止され、県下において現在も手当がないのは玉城町だけということになっております。その後労使間での協議もありこのたびの条例改正において住居手当が再度定められることになったわけでございます。

反対討論において持ち家の職員に対して不平等を感じるといった旨の意見を述べていらっしゃるかもしれませんが、このことはまず今後検討いただけるものと考えたとともに歴史的経過も踏まえ、まずは第一歩を踏み出すことが重要かと考えます。重ねて町外からの多様な人材を確保するためにも住居手当をはじめとする処遇改善は必要で、さらに当然のことですが町民の皆様に対しましても処遇改善によりサービス向上にもつながることと思います。

また討論を拝聴したところ議会に携わるものとして反対討論という形をとる前に付帯決議を示す、及び修正案を提出すべきで疑念の念を抱かざるを得ません。議員各位におかれましては以上の点を考えていただいた上で良識ある判断をいただけますことを期待し賛成討論とさせていただきます。

○議長（風口 尚） 他にありませんか。はい、討論はこれで終結したいと思います。

これから議案第5号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

○議長（風口 尚） 挙手多数であります。

したがって、議案第5号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第6号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略します。

これから、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第6号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「省略」の声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。



したがって、議案第7号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか

(「進行」の声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略いたします。

これから、議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第8号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決

○13番(小林 豊) 先ほどの採決の中でですね、中西友子議員挙手されていませんでしたので全員じゃないと思います。

(「挙手していませんでした」の声あり)

○議長(風口 尚) あっそうですか。挙げてませんだ。そう、すいません。ごめんなさい。あの、挙手多数ということで訂正させていただきます。すいません。それでは再開いたします。

したがって、議案第8号 玉城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略します。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第9号 玉城町国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 玉城町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略いたします。

これから、議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第10号 玉城町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 玉城町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略いたします。

これから、議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第11号 玉城町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

## ◎日程第12 議案第12号から日程第30 議案第30号

○議長(風口 尚) 次に、日程第12、議案第12号 令和4年度玉城町一般会計補正予算(第8号)ないし日程第30、議案第30号 令和5年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題といたします。

ただいま、一括議題となりました各議案につきましては予算決算常任委員会に付託され審査が終了し、委員会審査報告書が提出されています。

予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

(「議長」の声あり)

予算決算常任委員会 谷口 和也委員長

○予算決算常任委員長(谷口 和也) 議長から、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております議案について委員会審査の経過並びに結果をご報告いたします。

去る3月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第12号 令和4年度玉城町一般会計補正予算(第8号)ないし議案第30号 令和5年度玉城町下水道事業会計予算を3月10日、3月13日の2日間、第1委員会室において町長、副町長並びに教育長、関係職員の出席と議長同席のもと、12名の委員により実施いたしました。

その審査内容の詳細は、会議録をご高覧いただくとし、委員会審査において質疑のありました主な事項の報告と結果をご報告いたします。

まず、補正予算審査については、歳入歳出予算補正事項別明細書をもとに、慎重に審査を行いました。

今回は令和4年度予算の最終補正で、歳入、歳出とも実績精査による補正でありました。まず議案第12号 令和4年度玉城町一般会計補正予算（第8号）について、歳入では県補助金において、多面的機能支払交付金を支給している組織数について、また雑入、太陽光発電売電料減額の原因についての質疑がありました。

歳出では、2款総務費において地域おこし協力隊の減額の理由と現在の取り組み状況について

3款 児童福祉費では、備品購入費において各児童館への監視カメラの活用方法について

4款 衛生費において新型コロナウイルス感染症給付金に伴う予定給付件数について

6款 農林水産費では 農業費で6次産業化事業補助金の皆減に伴う特産品開発の実績、考え方について、林業費において森林環境譲与税基金積立金の増額ともなう環境整備について

9款 消防費においては自主防災推進事業補助金増額の内訳、組織の啓発及び充実にについて

10款 教育費では備品購入においてシャワー設備の購入に至った理由の質疑がありました。

討論はなく採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号 令和4年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、質疑、討論はなく採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号 令和4年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第4号）については、湯沸かし器修繕に伴う休館、機器の維持管理についての質疑がありました。

討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号 令和4年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、修繕費減額理由について質疑がありました。討論はなく採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号 令和4年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）及び 議案第17号 令和4年度 玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、質疑、討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号 令和4年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）については、コロナ交付金を含め、コロナ関係の収入について、および債務負担行為についての質疑がありました。討論はなく採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号 令和4年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）については給水収益減額の推測できる原因について質疑があり、討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号 令和4年度玉城町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）につい

ては質疑、討論はなく採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号 令和4年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）については社会資本整備総合交付金の予算組み替えについての質疑があり、討論はなく採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、令和4年度当初予算の審

（「5年度」の声あり）

○**予算決算常任委員長**（谷口 和也） あつ失礼しました。もとい 令和5年度各当初予算の議案審査の経過について申し上げます。

令和5年度各会計当初予算の議案審査は、各款ごとに所管課長より補足説明及び、施策の説明を求めた後、予算が住民の福祉の増進を図ることを基本とし、政策、計画と合理的かつ有機的に結びついているか、また健全財政を維持しつつ、自主性及び、自立性が十分に発揮される予算編成であるかを主眼におき、前年度予算とも比較し、慎重に審査をいたしました。

まず、議案第22号令和5年度玉城町一般会計予算について、歳出において、総務費では、地方創生推進費でコミュニティ形成支援事業に係る内容、特命係の職務について、徴税費では、三重地方税管理回収機構に委託する内容

3款 民生費では社会福祉費において、要支援者管理システムの運用について、障害福祉計画等策定業務委託料の計画内容について

4款 衛生費では、伊勢広域環境組合負担金の積算根拠、ごみ減量化について

5款 労働費では、労働諸費において生涯現役促進事業協議会への委託内容について

6款 農業水産費では、農業費において、農業機械購入助成事業補助金の対象の考え方について

7款 商工費では、玉城町地域通貨『たまネー』事業の方向性について

9款 消防費においては、防災倉庫新築工事関連で建設目的、および工事スケジュールなど、各款をとおして事業費積算の詳細及び事業概要の説明後、現状と今後の計画等について質疑がありました。

討論はなく採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号 令和5年度玉城町国民健康保険特別会計予算については、医療費削減が目標であるが今年の重点的な目標、取り組みに対して質疑がありました。

討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号 令和5年度玉城町山村振興事業特別会計予算については、ないし、議案第28号 令和5年度玉城町水道事業会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第29号 令和5年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算については、赤字予算を鑑み、介護老人保健施設事業そのものの存続を考える時期にきている。民間に委託す

べきこと、公共がやるべき事業をしっかりと検討していただきたい。との意見がありました。  
質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号 令和5年度玉城町下水道事業会計予算については、専門的技術職員の不足、若手職員の育成について質疑がありました。討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算決算常任委員会の審査報告といたします。

○議長（風口 尚） 以上で、予算決算常任委員会の委員長報告は終わりました。

お諮りいたします。

予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「ご異議なし」と認めます。

したがって、予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑は省略することに決定しました。

これから、議案ごとに討論・採決を行います。

はじめに、議案第12号 令和4年度 玉城町一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから、議案第12号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第12号 令和4年度 玉城町一般会計補正予算（第8号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和4年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから、議案第13号を採決します。本案に対する委員長報告は、可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第13号 令和4年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和4年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第7号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから、議案第14号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第14号 令和4年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第4号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和4年度 玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから、議案第15号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第15号 令和4年度 玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和4年度 玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから議案第16号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第16号 令和4年度 玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和4年度 玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略いたします。

これから、議案第17号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。  
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 賛 成)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第17号 令和4年度 玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和4年度 玉城町病院事業会計補正予算(第2号)について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略いたします。

これから、議案第18号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。  
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 賛 成)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第18号 令和4年度 玉城町病院事業会計補正予算(第2号)は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和4年度 玉城町水道事業会計補正予算(第3号)について討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」の声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略いたします。

これから、議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 賛 成)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第19号 令和4年度 玉城町水道事業会計補正予算(第3号)は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和4年度 玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)について討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」の声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略します。

これから、議案第20号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 賛 成)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第20号 令和4年度 玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和4年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略します。

これから、議案第21号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第21号 令和4年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第3号)は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和5年度 玉城町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略いたします。

これから、議案第22号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第22号 令和5年度 玉城町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和5年度 玉城町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略いたします。

これから、議案第23号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 賛 成)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第23号 令和5年度 玉城町国民健康保険特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和5年度 玉城町山村振興事業特別会計予算について討論を行います。



討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略いたします。

これから、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第24号 令和5年度 玉城町山村振興事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和5年度 玉城町介護保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略いたします。

これから、議案第25号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 賛 成)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第25号 令和5年度 玉城町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和5年度 玉城町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略します。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 賛 成)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第26号 令和5年度 玉城町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和5年度 玉城町病院事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略いたします。

これから、議案第27号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 賛 成)

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第27号 令和5年度玉城町病院事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和5年度 玉城町水道事業会計予算について討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略します。

これから、議案第28号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。  
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 賛 成）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第28号 令和5年度 玉城町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和5年度 玉城町介護老人保健施設事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略します。

これから、議案第29号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。  
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 賛 成）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第29号 令和5年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和5年度 玉城町下水道事業会計予算について、討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから、議案第30号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。  
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 賛 成）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第30号 令和5年度 玉城町下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第31 発議第1号

○議長（風口 尚） 次に日程第31、発議第1号 玉城町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について質疑を行います。

発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(風口 尚) ありませんか。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略いたします。

これから、発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、発議第1号 玉城町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について質疑を行います。

発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略いたします。

これから、発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 賛 成)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、発議第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前9時54分 休憩)

(午前10時10分 再開)

○議長(風口 尚) まずその前にですね、あの先ほどの議案第14号令和4年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算第4号についてでありますけども、私は第7号と発言をしたそうでございます。申し訳ございません。第4号に訂正をお願いしたいと思います。

それでは議会運営委員会にて協議した結果、追加議案として審議することに決定しましたので事務局職員にて配布いたさせます。

○議長(風口 尚) 再開いたします。

ただいま、議案第31号玉城町企業版ふるさと納税 地方創生基金条例の制定について

ないし、議案第33号 令和5年度 玉城町一般会計補正予算（第1号）および発議第3号 閉会中の継続審査の申し出についてが提出されました。

この際、議案第31号 ないし 発議第3号を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（風口 尚） ご異議なしと認め議案第31号 ないし、発議第3号を追加日程第1 ないし 追加日程第4とし議題とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第1 議案第31号 玉城町 企業版ふるさと納税 地方創生基金条例の制定について ないし 追加日程第3 「議案第33号 令和5年度 玉城町一般会計補正予算（第1号）」については、それぞれ関連する議案のため一括議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（辻村 修一） 議案第31号 玉城町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について提案理由を申し上げます。本議案は地域再生法第5条第4項第2号に規定する、まち・ひと・しごと創生寄付活用事業を行うための基金を設置するため地方自治法第241条の規定に基づき本条例を制定するものでございます。条例では第1条で設置の目的を、第2条で予算の定めるところにより積立を積み立てることを、第3条では管理について、第4条では運用益の処理について、第5条では基金の処分について、第6条では組み換え運用について規定をしております。附則においてこの条例は交付の日から施行することとしています。補足説明は省略させていただきます。

次に議案第32号 令和4年度玉城町一般会計補正予算（第9号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ6千万円を追加し、予算総額を、73億6千947万8千円とするものであります。現在、町では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定め、その実現に向け施策を推進しているところであります。令和2年3月に内閣府の認定を受け、企業版ふるさと納税に対応できるよう、いち早く準備を整えてまいりました。

今般、推進交付金事業として進めてまいりました「農産物の6次化推進及び地域商社設立事業」の中で設立しました「地域商社」の生産基盤整備に対し支援したいと、東京の企業様から寄附の申し出をいただいたところであります。年度末の寄附となるため、基金を造成し、次年度に執行するため補正を行うものであります。

歳入では、19款：寄付金 1項：寄付金 3目：ふるさと応援寄付金において、企業版ふるさと応援寄附金6千万円の増額計上、歳出では、2款：総務費 1項：総務管理費 5目：財産管理費 において、企業版ふるさと納税地方創生基金積立金6千10万円を新規に計上し予備費において収支調整いたしております。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に議案第33号 令和5年度玉城町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ6千10万円を追加し、予算総額を、68億810万円

とするものであります。

その内容といたしまして、先に提案いたしました、令和4年度玉城町一般会計補正予算(第9号)において、企業版ふるさと納税地方創生基金を、活用するため補正を行うものであります。

歳入では、20款：繰入金 1項：基金繰入金 7目：企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金において、企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金6千10万円を新規に計上いたしております。

歳入では、2款：総務費 1項：総務管理費 10目：地方創生推進費において、企業版ふるさと納税活用支援事業補助金6千10万円を新規に計上いたしております。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。以上です。

失礼しました。議案第33号で説明の中で歳入、歳出と申し上げなければならないところ、もとい歳出と申し上げなければならないところを歳入と申し上げました。正しくは歳出でございます。歳出では2款総務費 以下歳出の内容について訂正をさせていただきます。歳出という表現に訂正をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長(風口 尚) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(風口 尚) ご異議なしと認めます。

それでは各議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第31号 玉城町 企業版ふるさと納税 地方創生基金条例の制定について、質疑を行います。

発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略いたします。

これから、議案第31号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 賛 成)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第31号 玉城町 企業版ふるさと納税 地方創生基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和4年度 玉城町一般会計補正予算(第9号)について、質疑

を行います。発言を許します。ありませんか  
(「なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論はありませんので省略します。

これから、議案第32号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 賛 成)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第32号 令和4年度 玉城町一般会計補正予算(第9号)は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和5年度 玉城町一般会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。

発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略いたします。

これから、議案第33号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 賛 成)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって議案第33号 令和5年度 玉城町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第4 発議第3号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。

議会運営委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで今期 定例会に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。  
これに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(風口 尚) 「異議なし」と認めます。

したがって、今期定例会は本日で閉会することに決定いたしました。  
これで、令和5年 第1回 玉城町議会定例会を閉会します。

閉会にあたり、町長、挨拶をお願いします。

(議長と呼ぶ声)

○議長(風口 尚) 辻村 町長

閉会にあたり挨拶を申し上げます。今期定例会のすべての議案について原案承認を賜りました。厚くお礼を申し上げます。ただいま追加提案の企業版のふるさと納税につきましても承認を賜ったわけでありますけれども、特にこの会期中に田丸駅の整備につきまして内閣府からの内示が4529万円の交付金内示を賜ったわけでございます。

町の取組み、まち・ひと・しごと この戦略が高く評価をいただいているものだというふうに感謝を申し上げる次第でございます。引き続き町づくりに全力で取り組んでまいります。皆さん方のご協力をお願い申し上げます。閉会にあたりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

○議長(風口 尚) 閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。今期定例会は去る3月7日から本日までの10日間に渡りまして、令和5年度の予算をはじめ重要な議案について終始熱心にご審議賜りました。ただいま閉会の運びになりましたこと誠に同慶に堪えない次第でございます。

理事者各位におかれましては、令和5年度予算をはじめ成立をいたしました各議案につきましての執行につきましては、適正な運用をお願いし、町政発展に対してのご努力をお願いする次第でございます。終わりに、今会議中に賜りました議員また理事者各位に大変ご協力をいただきましたことをお礼を申し上げて閉会の言葉といたします。ありがとうございます。

(閉会 10時22分)